

租税特別措置等に係る政策評価（その3）

1. 租税特別措置等に係る政策評価の概要について

租税特別措置等に係る政策評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき実施するものであり、租税特別措置等の透明化を図るとともに、国民への説明責任を果たすために実施するものである。

具体的には、法人税、法人住民税及び法人事業税に係る租税特別措置等に関して、新設又は拡充・延長要望を行う際に事前評価を実施するとともに、それらの租税特別措置等について、期限に定めのないもの等を対象として3～5年を目安に事後評価を実施している。

（評価の観点、分析手法）

評価にあたっては、租税特別措置等の必要性等（政策目的及びその根拠、達成目標及びその実現による寄与等）、有効性等（適用数、適用額、減収額、効果及び税収減を是認する理由等）、相当性（租税特別措置等によるべき妥当性等、他の支援措置や義務付け等との役割分担等）等の観点等から総合的に評価する。

2. 今回の評価結果等について

国土交通省政策評価基本計画（令和4年3月31日変更）に基づき、令和6年度税制改正要望にあたって、2件の事前評価を実施した。評価を実施した租税特別措置等の一覧は別添1、個別の評価結果は別添2のとおりである。

以上

評価を実施した租税特別措置等の一覧

事前評価

ページ

(総合政策局)

- | | | | |
|---|-------------------|---|---|
| 1 | 技術研究組合の所得計算の特例の延長 | ※ | 1 |
|---|-------------------|---|---|

(鉄道局)

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 2 | カーボンニュートラルに向けた投資促進税制(生産工程効率化等設備等を取
得した場合の特別償却又は税額控除)の拡充及び延長 | ※ | 7 |
|---|--|---|---|

(注) 他省庁主管の租税特別措置等については、末尾に※を示した。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	技術研究組合の所得計算の特例の延長	
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	法人税: 義(国税 24) 法人住民税: 義、事業税: 義(自動連動)
		②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・ <u>延長</u> 】 【単独・主管・ <u>共管</u> 】	
4	内容	《現行制度の概要》 技術研究組合が、賦課金をもって試験研究用資産を取得し、1円まで圧縮記帳をした場合には、減額した金額を損金に算入する。	
		《要望の内容》 ・適用期限を3年間延長し、令和9年3月31日までとする。	
		《関係条項》 租税特別措置法(昭和32年法律第26号) 第66条の10 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号) 第39条の21	
5	担当部局	国土交通省総合政策局技術政策課	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和5年8月 分析対象期間: 令和元年度～令和8年度	
7	創設年度及び改正経緯	昭和36年度 創設 昭和55年度 適用期限設定(5年間) 昭和60年度 適用期限延長(2年間) 昭和62年度 適用期限延長(2年間) 平成元年度 適用期限延長(2年間) 平成3年度 適用期限延長(2年間) 平成5年度 適用期限延長(2年間) 平成7年度 適用期限延長(2年間) 平成9年度 適用期限延長(2年間) 平成11年度 適用期限延長(2年間) 平成13年度 適用期限延長(2年間) 平成15年度 適用期限延長(2年間) 平成17年度 適用期限延長(2年間) 平成19年度 適用期限延長(2年間) 平成21年度 適用期限延長(2年間) [平成21年6月、鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法へ改正] 平成23年度 適用期限延長(2年間) 試験研究用資産の範囲から土地並びに建物及びその附属設備を除外 平成25年度 適用期限延長(2年間) 平成27年度 適用期限延長(3年間) 試験研究用資産の範囲から土地の上に存する権利を除外 平成30年度 適用期限延長(3年間) 令和3年度 適用期限延長(3年間)	
8	適用又は延長期間	3年間(令和6年4月1日～令和9年3月31日)	

9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>試験研究を協同して行う技術研究組合(CIP)について、円滑な研究開発事業を実施するための環境を整備することを通じて、共同研究及び研究開発投資の促進を図ることにより、持続的な経済成長に寄与する。</p> <p>CIPは、複数の企業・大学・研究機関等による共同研究を目的とするものである。法人格を持つことで安定的な試験研究環境を保持し、中長期視点での研究計画等に合意できるため、効率的で高度な共同研究を実施でき、比較的短期間で組成できるというメリットもある。また、設立の後、研究成果を実用化できる「組織変更」等も可能であり、既に数件事例もある。</p> <p>さらに、本制度はこれまでは、機械装置の技術革新、新エネルギーの開発等には当然利用されてきたが、最近では、半導体開発や炭素の加速化等にも利用される等、様々な局面で用いられている。</p> <p>CIPは、試験研究の実施等を事業とする組織であり、事業に必要な費用を賦課金として組合員が負担しているが、設立した初年度等、早期に大型の研究開発設備が必要となり、多額の投資等を行うケースが多く、その際に税負担が発生すると、共同研究に際しての原資が減少し、円滑な事業遂行に支障が生じる懸念がある。</p> <p>そのため、CIP制度の活用促進に向けて、事業実施にあたって必要となる資産(試験研究用資産)の取得の際の税制上の措置(圧縮記帳制度)を講じることにより、CIPの研究設備の取得を支援することが必要である。また、他の非出資制のとの法人形態においても同様の措置が講じられていることから、他の法人形態との税制上のイコールフットイングにより研究開発体制の自由な選択を可能とすることで、円滑な研究開発ができる環境を整備する必要がある。</p> <hr/> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>■新しい資本主義グランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版(令和5年6月16日閣議決定)</p> <p>IV. GX・DX等への投資</p> <p>6. 官民連携による科学技術・イノベーションの推進</p> <p>権威主義的国家による挑戦も顕在化する中で、最終的な勝者を決めるのは、科学技術の力である。科学技術・イノベーションには、感染症・地球温暖化・少子高齢化等、世界が直面する様々な社会的課題を解決する力がある。官民が連携して科学技術投資の抜本拡充を図り科学技術立国を再興する。</p> <p>■統合イノベーション戦略 2023(令和5年6月9日閣議決定)</p> <p>(3)イノベーション・エコシステムの形成</p> <p>③成長志向の資金循環形成と研究開発投資の拡大 (資金循環の活性化による研究開発投資の拡大)</p> <p>第6期基本計画期間中においては、政府の研究開発投資約30兆円、官民の研究開発投資約120兆円の投資目標の達成に向けて、2023年度当初予算までを含めると、政府の科学技術関係予算は合計約21.9兆円に達し、着実に進捗しているが、し烈な国家間競争の中で更なる研究開発投資の拡大に取り組み、国際的な研究開発競争をリードする。あわせて、研究開発税制やSBIR制度、政府事業等のイノベーション化、研究成果の公共調達の促進等の政策ツールを総動員し、民間投資の誘発を図るための必要な措置を講じていく。(以下略)</p>
---	------	--------------	---

		② 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 11 ICT の利活用及び技術研究開発の推進 施策目標 41 技術研究開発を推進する																				
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 オープンイノベーションの推進につながる CIP の事業費を増加させることである。																				
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 上記政策目的の根拠にあるとおり、産学官のイノベーションの創出や成長性の高い成果の創出を目的に、産学官の垣根を超えた共同研究に取り組むものであり、オープンイノベーションの推進につながる CIP の事業費を増加させることで目標に寄与させる。																				
10	有効性等	① 適用数	<p>近年は 15 件前後の適用となっている。 また、自動車、エネルギー、化学等、幅広い業種で適用されており、最近では、バイオ、水素ガス、半導体等さらに広がっており、適用者が特定の者に偏っているということはない。</p> <p>➤ 令和元～4年度(過去)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数(組合数)</td> <td>14</td> <td>12</td> <td>11</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table> <p>➤ 令和2～5年度(将来)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th> <th>令和5年度(見込み)</th> <th>令和6年度(見込み)</th> <th>令和7年度(見込み)</th> <th>令和8年度(見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数(組合数)</td> <td>9</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※適用件数の算出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元～3年度は、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載。 令和4年度以降は、令和5年3月までに設立された全組合の適用件数(経済産業省調査)に基づき記載。 	年度区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	適用件数(組合数)	14	12	11	15	年度区分	令和5年度(見込み)	令和6年度(見込み)	令和7年度(見込み)	令和8年度(見込み)	適用件数(組合数)	9	7	4	5
年度区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																			
適用件数(組合数)	14	12	11	15																			
年度区分	令和5年度(見込み)	令和6年度(見込み)	令和7年度(見込み)	令和8年度(見込み)																			
適用件数(組合数)	9	7	4	5																			
		② 適用額	<p>➤ 令和元～令和4年度(過去)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額(百万円)</td> <td>6,608</td> <td>1,429</td> <td>609</td> <td>985</td> </tr> </tbody> </table> <p>➤ 令和5～8年度(将来)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th> <th>令和5年度(見込み)</th> <th>令和6年度(見込み)</th> <th>令和7年度(見込み)</th> <th>令和8年度(見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額(百万円)</td> <td>1,129</td> <td>1,802</td> <td>156</td> <td>196</td> </tr> </tbody> </table> <p>※適用額の算出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元～3年度は、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載。 令和4年度以降は、令和5年3月までに設立された全組合の適用額(経済産業省調査)に基づき記載。 	年度区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	適用額(百万円)	6,608	1,429	609	985	年度区分	令和5年度(見込み)	令和6年度(見込み)	令和7年度(見込み)	令和8年度(見込み)	適用額(百万円)	1,129	1,802	156	196
年度区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																			
適用額(百万円)	6,608	1,429	609	985																			
年度区分	令和5年度(見込み)	令和6年度(見込み)	令和7年度(見込み)	令和8年度(見込み)																			
適用額(百万円)	1,129	1,802	156	196																			

③ 減収額	<p>➤ 令和元～4年度(過去) (百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和 元年度</th> <th>令和 2年度</th> <th>令和 3年度</th> <th>令和 4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>90</td> <td>25</td> <td>124</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>198</td> <td>27</td> <td>10</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>408</td> <td>90</td> <td>39</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>地方法人特別税</td> <td>176</td> <td>34</td> <td>14</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>872</td> <td>176</td> <td>188</td> <td>114</td> </tr> </tbody> </table> <p>➤ 令和5～8年度(将来) (百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和 5年度</th> <th>令和 6年度</th> <th>令和 7年度</th> <th>令和 8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>89</td> <td>141</td> <td>12</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>6</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>27</td> <td>43</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>特別法人事業税</td> <td>10</td> <td>16</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>131</td> <td>210</td> <td>18</td> <td>23</td> </tr> </tbody> </table> <p>※四捨五入の関係から合計数が一致しない。 ※算出方法等 令和元～3年度 ・法人税:「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」の利益法人の適用額に法人税率を乗じて算出。 ・法人住民税:「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書」の「道府県民税」及び「市町村民税」の合計。 ・法人事業税:「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書」の「事業税」より記載。 ・地方法人特別税:「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書」の「地方法人特別税」より記載。 ※令和2年度以降は、「特別法人事業税」で記載</p> <p>令和4～8年度 ・法人税:適用額×係数(33.8%)×税率(23.2%) ・法人住民税:法人税×税率(7.0%) ・法人事業税:適用額×係数(33.8%)×税率(7.0%) ・特別法人事業税:法人事業税×税率(37%) ※係数:令和元～3年度「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」の「業種別・所得階級別適用件数及び適用額」より算出。 (各年度の利益法人の適用額/適用額合計の平均)</p>	年度 区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	法人税	90	25	124	77	法人住民税	198	27	10	5	法人事業税	408	90	39	23	地方法人特別税	176	34	14	9	合計	872	176	188	114	年度 区分	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	法人税	89	141	12	15	法人住民税	6	10	1	1	法人事業税	27	43	4	5	特別法人事業税	10	16	1	2	合計	131	210	18	23
	年度 区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度																																																								
法人税	90	25	124	77																																																									
法人住民税	198	27	10	5																																																									
法人事業税	408	90	39	23																																																									
地方法人特別税	176	34	14	9																																																									
合計	872	176	188	114																																																									
年度 区分	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度																																																									
法人税	89	141	12	15																																																									
法人住民税	6	10	1	1																																																									
法人事業税	27	43	4	5																																																									
特別法人事業税	10	16	1	2																																																									
合計	131	210	18	23																																																									
④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>➤ 令和元～4年度(過去) 事業費に関しては、最近はほぼ横ばいである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和 元年度</th> <th>令和 2年度</th> <th>令和 3年度</th> <th>令和 4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費 (百万円)</td> <td>53,485</td> <td>39,464</td> <td>41,400</td> <td>37,703</td> </tr> <tr> <td>1組合当たり事 業費(百万円)</td> <td>955</td> <td>718</td> <td>726</td> <td>686</td> </tr> <tr> <td>組合数</td> <td>56</td> <td>55</td> <td>57</td> <td>55</td> </tr> </tbody> </table> <p>➤ 令和5～8年度(将来) 将来については、増加傾向となる見込み。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和 5年度 (見込み)</th> <th>令和 6年度 (見込み)</th> <th>令和 7年度 (見込み)</th> <th>令和 8年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費 (百万円)</td> <td>42,551</td> <td>44,718</td> <td>45,489</td> <td>46,260</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	事業費 (百万円)	53,485	39,464	41,400	37,703	1組合当たり事 業費(百万円)	955	718	726	686	組合数	56	55	57	55	区分	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度 (見込み)	令和 7年度 (見込み)	令和 8年度 (見込み)	事業費 (百万円)	42,551	44,718	45,489	46,260																														
区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度																																																									
事業費 (百万円)	53,485	39,464	41,400	37,703																																																									
1組合当たり事 業費(百万円)	955	718	726	686																																																									
組合数	56	55	57	55																																																									
区分	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度 (見込み)	令和 7年度 (見込み)	令和 8年度 (見込み)																																																									
事業費 (百万円)	42,551	44,718	45,489	46,260																																																									

			1 組合当たり事業費(百万円)	747	771	771	771
			組合数	57	58	59	60
			<p>※事業費、設立組合数の算出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元～令和4年度は、令和4年4月までに設立された全組合について経済産業省調査(令和5年4月～6月実施)を基に算出。 ・令和5年度については、実数及び設立予定者からのヒアリング等に基づき作成。 ・令和6年度以降については、これまでの傾向から組合数は毎年1ずつ増えると予想。1組合当たり事業費について令和元～4年度の平均数字(771)を算出。そこから事業費を算出。 <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>令和5年度に経済産業省が行ったアンケートによれば、圧縮記帳税制が廃止された場合に、組合運営に影響が生じると回答した組合数は21(アンケート有効対象組合数:38)あり、過半数は影響あり、と回答している。</p> <p>内容的には、「(圧縮記帳制度がなければ)賦課金収益による課税が先行し、その分の費用については、組合員にさらなる賦課金を求めることになる」「実証研究において、必要不可欠な設備投資に大きな効果がある」「圧縮記帳制度がなくなることで、研究の品質の犠牲もありうる」等の回答があった。</p> <p>上記の回答を踏まえると、圧縮記帳税制により設備投資を要する大型の研究開発投資を安定的に行うことができ、研究の規模のみならず、研究の品質を維持することに貢献していると認められる。</p>				
		⑤: 租税減を是認する理由等	<p>上記④の効果にも記載したが、令和5年度に実施したアンケートによれば、回答として、「(圧縮記帳制度がなければ)賦課金収益による課税が先行し、その分の費用については、組合員にさらなる賦課金を求めることになる」「実証研究において、必要不可欠な設備投資に大きな効果がある」「圧縮記帳制度がなくなることで、研究の品質の犠牲もありうる」等の回答があった。</p> <p>上記の回答を踏まえると、圧縮記帳税制により設備投資を要する大型の研究開発投資を安定的に行うことができ、研究の規模のみならず、研究の品質を維持することに貢献していると認められる。</p> <p>圧縮記帳税制がなければ、CIPの設立数が減少すること、そして、既存の組合の運営に支障をきたし、試験研究がとん挫することもあり、悪影響は高くなる。当該税制の有効性は依然として高いと考える。</p>				
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>平成21年度に、鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法への改正が実施されて10年以上が経過したところ。累次の審議会等において、オープンイノベーションの重要性や、それに向けたCIPなど外部連携組織の利用拡大が必要である旨の指摘があり、これらの指摘を踏まえ、経済産業省において新規設立時の手続簡素化、制度の広報等にも取り組んでいる。最近では、大学等の参加・連携による本制度の利用も活発化しており、今後も、CIP制度の更なる利活用が期待される。</p> <p>CIPの試験研究の対象範囲は、産業活動において利用される技術全般であり、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、中立・公平な支援措置として本税制措置を講じることが妥当である。</p> <p>また、CIPと同様の非出資制の協同組合については、租税特別措置ではなく、法人税法本則上(法人税法第46条)で、圧縮記帳税制が認められており、CIPに本税制の措置があることでイコー</p>				

		ルフッティングとなっているもの。よって引き続き、本制度の延長を要望したい。
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	CIP に拠出する賦課金は、組合員側において研究開発税制の対象となる。また、政府全体で様々な研究開発予算の要求が行われる予定。予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度である。
	③: 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和2年9月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	カーボンニュートラルに向けた投資促進税制（生産工程効率化等設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除）の拡充及び延長	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	（法人税：義、所得税：外）（国税 29） （法人住民税：義（自動連動）、法人事業税：義（自動連動））（地方税 42）
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・ 拡充 ・ 延長 】 【単独・主管・ 共管 】	
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）の計画認定制度に基づき、①大きな脱炭素化効果を持つ商品の生産設備、②生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して、最大 10%の税額控除又は 50%の特別償却を措置。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>①大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備導入に関する要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術進展等の動向を踏まえて、産業競争力強化法第 2 条 14 項に基づき省令で定める需要開拓商品の対象商品を拡充及び見直す。 ・本税制措置の適用期限を長期にわたり延長する。 ・税額控除の繰越制度を新設する。 <p>②生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入に関する要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産工程等の脱炭素化と付加価値向上の両立の一層の推進に向けて、産業競争力強化法におけるエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の認定要件を見直す。（対象設備への鉄道車両の追加を含む） ・本税制措置の適用期限を長期にわたり延長する。 ・税額控除の繰越制度を新設する。 <p>《関係条項》</p> <p>所得税 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 10 条の 5 の 6 租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 5 条の 6 の 6 租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）第 5 条の 12 の 3</p> <p>法人税 租税特別措置法第 42 条の 12 の 7 租税特別措置法施行令第 27 条の 12 の 7</p>	

			租税特別措置法施行規則第 20 条の 10 の 3
5	担当部局		国土交通省鉄道局総務課企画室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和5年8月 分析対象期間: 令和3年度～令和5年度
7	創設年度及び改正経緯		令和3年度創設
8	適用又は延長期間		精査中
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 化石エネルギー中心の産業構造をクリーンエネルギー中心に転換する GX の実現を通して、温室効果ガスを 2030 年 46%減（2013 年度比）、2050 年カーボンニュートラルの達成と産業競争力の強化の両立に向けて、大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備や生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入を促進することで、脱炭素と産業競争力の強化を両立する効果の高い投資を後押しするとともに、脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し、産業競争力を強化する。</p> <p>《政策目的の根拠》 第 203 回国会における菅内閣総理大臣の所信表明演説(令和 2 年 10 月 26 日)において、2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言されている。 地球温暖化対策計画(令和3年 10 月 22 日閣議決定)において「2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく」ことが決定。</p> <p>○2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略(令和3年6月 18 日) 2050 年カーボンニュートラルの実現は高い目標であり、長期を見据えた研究開発投資はもちろん、足下の設備投資についても、目標達成に向けて効果の高い投資を企業に促していかなければならない。このため、税制においても、企業の脱炭素化投資を強力に後押ししていく。具体的には、脱炭素化に向けた民間投資を喚起し、温室効果ガス削減効果の高い製品の早期の市場投入による新需要の開拓や、足下の生産工程等の脱炭素化を促進する税制措置を創設する。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標3 地球環境の保全 施策目標9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 GX を通して、2030 年度の温室効果ガス 46%削減目標(2013 年度比)及び 2050 年カーボンニュートラルを実現する。</p>

			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>2050年カーボンニュートラルの実現は高い目標であり、長期を見据えた研究開発投資はもちろん、足下の設備投資についても、目標達成に向けて効果の高い投資を企業に促していかなければならない。このため、税制においても、企業の脱炭素化投資を強力に後押ししていく。</p>
10	有効性等	① 適用数	<p>令和3年度適用実績 6件 (租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和5年2月国会提出))</p>
		② 適用額	<p>令和3年度適用実績 約87百万円 (租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和5年2月国会提出))</p>
		③ 減収額	<p>令和3年度実績 約87百万円 (租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和5年2月国会提出))</p>
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>2021年度(令和3年度)温室効果ガスの排出・吸収量については、2019年度から3.4%減少しており、2030年度目標の達成及び2050年カーボンニュートラル実現に向けた取組については一定の進捗が見られる。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備や生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入といった脱炭素化投資を促進していくことで、エネルギー起源CO2排出量の減少に寄与していく。</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>本措置が講じられることにより、脱炭素化に向けた民間投資を喚起し、脱炭素化効果が高い製品の早期の市場投入による新需要の開拓や、足下の生産工程等の脱炭素化を促進することができる。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本税制措置の適用を受けるためには、</p> <p>①産業競争力強化法の事業適応計画の認定を受ける必要があり、 ②生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備については、①に加え、税制の適用を受ける設備自体が炭素生産性を1%以上向上させるものに限定している。</p> <p>化石エネルギー中心の産業構造をクリーンエネルギー中心に転換するGXの実現を通して、温室効果ガスを2030年46%減(2013年度比)、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、効果の高い設備投資、新たな需要開拓に向けた設備投資を促進する必要がある。</p>

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本措置と同様の政策目的に係る他の政策手段はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本措置によって、企業の脱炭素化投資が加速した場合、地域経済の活性化にも寄与していくものと考えられる。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和4年 12 月